2　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年５月13日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「足羽川ダム付替県道４号橋他工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　単体有資格業者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」かつ「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たす者とする。

(ｱ)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(d)　単体有資格業者、経常ＪＶ又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」に係る認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)又は(c)(ｱ)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(e)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｵ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「単体有資格業者の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有し、(ｴ)及び(ｵ)は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす施工実績を有すること。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(ｲ)　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋の工事。

又はＰＣ橋の張出し架設の工事。

(ｳ)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法である工事。

(ｴ)　道路橋又は鉄道橋における鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が30m以上の工事。

(ｵ)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事の実績」を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合

下記(A)及び(B)は同一工事の実績でなくてもよいが、両方の施工実績を有すること。

(A)　道路橋又は鉄道橋における鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が30m以上の工事。

(B)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

下記(A)から(C)までは同一工事の施工実績を有すること。

(A)　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(B)　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋の工事。

又はＰＣ橋の張出し架設の工事。

(C)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法である工事。

「単体有資格業者の同種工事の実績」及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成19年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(A)及び(B)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の